

**【新・地方自治 2008 : No. 18】**

第三セクター、公社改革(4)・・・・・・・・採算性と事業性の違い

第三セクター改革の方向性の前回第 3 回は、公益性判断の次に必要となる採算性判断とリスク管理について整理した。4 回目となる今回は、第三セクター改革に関する総務省の研究会報告も引用しつつ採算性に焦点をあて事業性との違いについて考える。

**【第三セクターの採算性】**

公益性判断の次に重視しなければならないことは、「採算性」の問題である。第三セクターが担う事業は何らかの公共性を有するものの、行政機関の直営、あるいは地方自治体の法人格と一体である地方公営企業の形態を選択していない以上、採算性をより重視することは当然となる。また、出資・出損者としてのガバナンスを通じた限定的責任以上に行政がコスト負担することには極めて慎重でなければならないからである。なぜならば、第三セクターは地方自治体とは別の独立した法人格を有しているからである。

**【採算性の判断】**

採算性とは、過去の元利返済負担を含む経常利益ベースの判断であり、営業利益やビジネスモデルの転換の適否によって判断する事業性とは異なる概念であることを明確にする必要がある。この採算性と事業性が混同され、一体として議論されることも稀ではない。この二者を明確に分けて議論することがまず重要である。

総務省債務調整に関する調査研究会の「第三セクター、地方公社及び公営企業の抜本的改革の推進に関する報告書」(2008 年 12 月 5 日)(以下「報告書」)では、次に掲げる組織体の採算性について、想定された事業計画との乖離状況にも留意しつつ、原則として採算性がないものと判断した上で検討することが適当であるとしている。

- ① 第三セクター及び地方住宅供給公社で損失補償を行っているものについては、健全化法に基づく「損失補償債務等に係る一般会計等負担見込額の算定に関する基準」(総務省告示第 242 号)の標準評価方式において、損失補償債務が B～E と評価されるもの。損失補償を行っていないものについては、(ア) 経常収支が赤字のもの(地方公共団体から補助金等の財政援助を受けている場合は当該財政援助の額を控除の上、判断すること)、(イ) 債務超過であるもの(含み損のある資産を保有している場合は当該含み損を反映した上で判断すること)、(ウ) 債務の元利償還がある場合、当該償還費の 10%以上を地方公共団体からの補助金又は実質的な新規貸付金に依存しているもののいずれかに該当するもの。
- ② 土地開発公社については、長期保有土地を一定以上保有しているもの及び保有している資産を適正に評価した場合に実質的に債務超過であるもの。
- ③ 地方道路公社については、料金収入が管理運営費に満たない不採算路線を有するもの。

なお、これまで必ずしも妥当性の検証が十分ではなく期待值的性格を持ちやすい需要予測、事業計画については厳格な評価が必要となる。しかし、どんなに厳格に評価しても需要予測がそのまま現実となることはほとんどない。こうした予測が持つ本質的な不確実性を前提とするリスク対応計

画の策定が必要となることは前回の本ニュースで指摘した点である。

### 【事業性の判断】

なぜ、第三セクター改革において採算性判断と事業性判断を区別することが重要なのか。それは、過去と将来について明確に区別するためである。たとえば、①過去の投資の失敗や過剰な投資、経営手段の不適切等による累積債務によって発生した元利返済により経常利益が赤字で採算性に乏しいと判断される第三セクター等でもその担っている事業自体の営業利益は黒字で確保されている場合、②経営者が変わることで、あるいは業態の中心を変えることで新たなビジネスモデルの展開が可能である場合などは採算性が否定されても事業性は認められることになる。すなわち、採算性が否定されても事業性が認められる場合には、再生等の手法が選択可能性を持つことを意味している。具体的には、債務調整等を含めた過去の債務処理が可能な場合、民間化や他の事業手法の選択等で事業そのものを継続する選択肢も存在する。債務調整に当たっては、法的整理や私的整理ガイドライン、特定認証紛争解決手続、RCC企業再生スキーム、中小企業再生支援協議会の支援による計画策定手順等一般に公表された債務処理の準則等の活用を図ることが重要となる。

なお、第三セクター等の事業の整理や再生を行う際に、一時に多額の経費支出を必要とする場合があり、その点が地方自治体の処理の際の支障となる場合が少なくない。このため、報告書は債務処理のために特に必要となる経費については、資金手当として、地方債を起こすことができるよう制度改正を行うべきとしている。当該地方債措置については、①集中的な取組を促す観点から、最大で5年程度の時限措置とすることが適当であること、②具体的な対象経費の検討に当たっては、改革推進の実効を上げるとともに、地方公共団体等のモラルハザードを回避する観点から実態を踏まえ行うべきこと、③地方自治体の財政負担を軽減するため、後年度に発生する利子負担の一部は、必要に応じて交付税措置を講じるべきこと、などが指摘されている。今後、地方財政法等の改正を通じて具体化される予定である。

次回からは、地方分権改革推進委員会第2次勧告について整理する。